

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会 開催要綱

1 目的

「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」最終報告書（令和3年7月21日公表）及び個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）等を踏まえ、信書の秘密や個人情報保護を確保しつつ日本郵政グループの持つデータの有効活用を促進するため、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第167号。以下「郵便分野ガイドライン」という。）の改定等を行う必要があることから、郵便局が保有・取得するデータの活用とプライバシー保護の両立を目指した検討を行う。

2 名称

本検討会は、「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」と称する。

3 検討内容

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正を踏まえた郵便分野ガイドライン等の改定
- (2) 郵便局の保有・取得するデータの活用と個人情報保護法及び郵便法との関係性の整理
- (3) 郵便局データの活用に向けた関係者の役割、実施すべき施策等の整理
- (4) その他

4 運営

- (1) 本検討会の構成員等は別紙のとおりとする。
- (2) 本検討会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、情報流通行政局郵政行政部長があらかじめ指名する座長を置く。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- (5) 座長代理は座長を補佐し、座長不在のときには座長に代わり本会を招集する。
- (6) 座長は、必要に応じ、構成員及びオブザーバー以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) 座長は、必要に応じ、本検討会の下でワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催することができる。
- (8) WGの構成員及び運営に必要な事項については、座長が定めるところによる。

(9) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本検討会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要を認める場合については、非公開とする。
- (2) 本検討会の会議で使用した資料については、原則として総務省のウェブページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害する虞がある場合その他座長が必要を認める場合については、非公開とする。
- (3) 本検討会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のウェブページに掲載し、公開する。

6 開催期間

本検討会は、令和3年10月から令和4年7月頃までを目途として開催する。

7 庶務

本検討会の庶務は、総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課が行う。

(別紙)

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会 構成員

(敬称略、座長を除き五十音順)

【構成員】

(座長)	谷川 史郎	東京藝術大学社会連携センター 客員教授
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長
	越塚 登	東京大学大学院情報学環 教授
	関 治之	一般社団法人コード・フォー・ジャパン 代表理事
	巽 智彦	東京大学大学院法学政治学研究科 准教授
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	中村 伊知哉	iU (情報経営イノベーション専門職大学) 学長
	増島 雅和	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
	森 亮二	英知法律事務所 弁護士
	山本 龍	群馬県前橋市長

【オブザーバー】

日本郵政株式会社
日本郵便株式会社
個人情報保護委員会事務局
内閣官房郵政民営化推進室
デジタル庁